

「キャッシュカード規定（法人用）」新旧対比表

（赤字部分が改定箇所）

改 訂 前	改 訂 後
（キャッシュカードサービス（法人用）） 1.（カードの利用） 普通預金について発行したキャッシュカード（法人用）（以下これらを「カード」といいます）は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。 ① 当行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます）を使用して普通預金（以下これらを「預金」といいます）に預入れをする場合 ② 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます）を使用して預金の払戻しをする場合 ただし、キャッシュカード（法人用）については、提携先での支払機は利用できない場合があります。 ③ 当行の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。 ただし、提携先により利用できない場合があります。 ④ その他当行所定の取引をする場合	（キャッシュカードサービス（法人用）） 1.（カードの利用） 普通預金および当座勘定（以下これらを「預金」といいます）について発行したキャッシュカード（法人用）（以下これらを「カード」といいます）は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。 ① 当行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます）を使用して預金に預入れをする場合 ② 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます）を使用して預金の払戻しをする場合（当座貸越の利用による払戻しを含みます。以下同じです） ただし、キャッシュカード（法人用）については、提携先での支払機は利用できない場合があります。 ③ <同左> ④ その他当行所定の取引をする場合

2. (預金機による預金の預入れ) (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。 (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。 3. (支払機による預金の払戻し) (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。 (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。 (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。 4. (振込機による振込) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通	2. (預金機による預金の預入れ) (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳(当座勘定はカードのみ)を挿入し、現金を投入して操作してください。 (2) <同左> 3. (支払機による預金の払戻し) (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出しは必要ありません。 (2) <同左> (3) <同左> 4. (振込機による振込) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通
---	---

帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

5. (自動機利用手数料等)

- (1) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます)をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

<中略>

8. (カードによる預入れ、払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口に出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

<中略>

15. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場

帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出しは必要ありません。

5. (自動機利用手数料等)

- (1) <同左>
- (2) 自動機利用手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書または当座小切手の振出しなしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書または当座小切手の振出しなしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

<中略>

8. (カードによる預入れ、払戻し金額等の通帳記入)

当座勘定以外でカードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口に出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

<中略>

15. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場

合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。 (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの使用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。 (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当店の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。 ① 第16条に定める規定に違反した場合 ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合 ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合 <後略>	合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または当座勘定規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。 (2) <同左> (3) <同左> <後略>
---	---